

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2331号)

令和2年11月30日

横情審答申第2331号

令和2年11月30日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成30年12月19日ここ第5644号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成30年度 児童手当・特例給付 認定請求書一式」の個人情報一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成30年度 児童手当・特例給付 認定請求書一式」の保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「よこはまこどもぎゃくたいホットラインをふくむ横浜市こども青少年局が保有する請求者・・・に関する文章一式」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年11月12日付で行った「平成30年度 児童手当・特例給付 認定請求書一式」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、非開示とした部分は、児童手当・特例給付認定請求書（以下「認定請求書」という。）の内容を確認した者の個人印の印影（以下「本件非開示部分」という。）であって、本人開示請求者以外の氏名の情報が含まれており、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文前段に該当する。

また、本件非開示部分の当該個人は、本市が契約する人材派遣会社職員であり、同号ただし書ウの公務員等には該当しない。また、本件非開示部分は同号ただし書ア及びイにも該当しない。

以上のことから、本件非開示部分は同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 職員の個人情報については、最高裁判所平成12年（行ヒ）第16号により個人情報に当たらないため、開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 児童手当の支給に係る事務について

児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校修了までの児童を養育している者に支給することとされている。

児童手当の額は、児童を養育している者の所得が一定未満の場合は、児童の年齢及び人数に応じて児童1人につき月額15,000円又は10,000円、児童を養育している者の所得が一定以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円とされている。

児童手当の支給を受けるためには、公務員の場合を除き、居住する市区町村に認定請求をし、受給資格及び児童手当の額について認定を受けなければならない。

横浜市において支給を受けるためには、請求者は、区役所の窓口又はこども青少年局こども福祉保健部こども家庭課（以下「こども家庭課」という。）に必要事項を記入した認定請求書及び必要書類を提出し、認定請求をする必要がある。

請求者から提出された認定請求書及び必要書類は、こども家庭課が審査し、認定又は却下の決定を行う。認定した場合は、認定した内容を児童手当認定通知書により請求者に通知し、児童手当を支給する。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が認定請求した児童手当に係る書類一式であり、審査請求人が区役所の窓口へ提出した認定請求書及びその添付書類、当該認定請求受付時に職員が作成した本人確認チェック票並びに児童手当認定通知書の控えである。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、認定請求書に押印された本人開示請求者以外の個人印の印影を、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請

求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、本件非開示部分は、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと主張している。

ウ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、本件非開示部分は、審査請求人に係る認定請求書の内容を確認した担当者（以下「確認者」という。）の氏を表す個人印の印影であった。これは、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

エ 次に、本号ただし書の該当性であるが、実施機関の説明によれば、確認者は横浜市職員ではなく、実施機関が契約する人材派遣会社からの派遣職員である。このため、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、その他氏名を公表する慣行もない。

したがって、本件非開示部分は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 30 年 12 月 19 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 31 年 1 月 22 日 (第 323 回 第一部会) 平成 31 年 1 月 24 日 (第 243 回 第三部会) 平成 31 年 1 月 25 日 (第 351 回 第二部会)	・諮問の報告
令和 2 年 3 月 24 日 (第 337 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 7 月 30 日 (第 339 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 8 月 25 日 (第 340 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 9 月 24 日 (第 341 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 10 月 26 日 (第 342 回 第一部会)	・審議